

新法327

平成25年8月23日

東京都新宿区高田馬場三丁目1番5号
サンパティオ高田馬場212号室

株式会社CRAVITON

代表取締役 細川 貴義 殿

新宿税務署長 高橋 幸治



酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

平成25年6月21日付で申請のあった東京都新宿区高田馬場三丁目43番1サンパティオ高田馬場2階212号室(別紙図面に記載の酒類販売場の位置)の酒類販売業免許については、下記条件を付けて平成25年8月23日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

記

- 1 販売する酒類の範囲は、国産酒類のうち、カタログ等(インターネット等によるものを含む。以下同じ。)の発行年月日の属する会計年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する清酒に限る。
- 2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。